

第4期美術品補償制度部会（第5回）・専門調査会（第5回）合同会議 議事録

1. 日 時 平成27年2月27日（金）14:00～16:00

2. 場 所 文化庁特別会議室（旧文部省庁舎5階）

3. 出席者 （委員）

馬淵部会長，鈴木部会長代理，箱守専門調査会長，大原専門調査会長代理，
岡部委員，佐藤委員，田中委員，富田委員，雪山委員，佐野委員，
村上委員

（事務局）

有松次長，山下文化財部長，早川美術学芸課長，渡辺課長補佐，
松本美術品補償調査官

4. 議 題

- （1）美術品補償制度の在り方について
- （2）その他（非公開）

※議題（2）は、「文化審議会美術品補償制度部会の会議の公開について」（平成26年4月17日文化審議会美術品補償制度部会決定）により非公開。

（1）美術品補償制度の在り方について

馬淵部会長：それでは，議題1の美術品補償制度の在り方についてに進みます。

展覧会における美術品損害の補償に関する法律の附則においては，法律の施行後3年を目途として，法律の施行状況や，社会経済情勢の変化等を勘案し，国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から，補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え，必要があると認めるときは所要の措置を講ずることが定められております。

本部会では，一昨年に本部会で行った関係機関等からのヒアリングにおける主な意見や，制度の運用状況等を踏まえ，美術品補償制度の在り方について議論してまいりました。前回の会議では，本部会としての審議のまとめ素案について，様々な御議論をいただきましたが，その際の議論を踏まえ，事務局において審議のまとめ素案の修正版を作成していただきましたので，その内容の説明をお願いいたします。

渡辺課長補佐：それでは，資料2から資料6までを御覧いただきたいと思いますが，先ほど部会長からお話がありましたように，審議のまとめの素案というものを前回から修正しておりますが，それと関係資料につきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料2でございますけれども、こちらについては前回の1月29日の部会における主な御意見をまとめたものでございます。全体としまして、自己負担額の50億円につきまして、今回のタイミングで見直すべきであるということですか、中小規模の展覧会を開催している美術館・博物館へのアンケート結果ということで、50億円が引き下げられた場合に制度を利用したいという意見をポジティブに捉えるべきであるといったような御意見を頂いております。主なものということで、御紹介させていただきました。

続きまして、資料3でございますけれども、こちらにつきましては前々回よりお配りしているデータと同じものでございますが、新たにマグリット展につきまして補償契約を締結いたしましたので、その件数などについて時点更新を行っているものでございます。こちらも適宜御参照いただきたいと思います。

その上で資料4-1及び資料4-2でございますけれども、こちらが前回の部会において皆様から頂いた御意見を踏まえまして、素案の修正案ということで作成したものでございます。

資料4-1が修正箇所が見える形になっているものでして、4-2が修正箇所を溶け込ませたものですけれども、今回は4-1の方を御覧いただいて、御説明をさせていただきたいと思います。

まず資料4-1の1ページ目から2ページ目にかけてですけれども、こちらについてはデータの時点更新のほかに、特に2ページ目の上部にございますが、データの引用の仕方などについて少し表現の修正を加えております。

それから3ページの上の方ですけれども、2つ段落を追加してございます。前回の御議論にもありましたが、中小規模の展覧会を主催する美術館・博物館へのアンケート結果ということで、50億円が引き下げられた場合に制度を利用したいと思うと回答したところが69%であるというデータ、それから、利用したいと思わないと回答したところにおいても、事務体制が整っているというようなことが、制度を利用したいと思うことの原因であるという2点について、追加をさせていただきました。

続きまして4ページですけれども、(2)番の美術品補償制度に係る課題というところですが、こちらについても修正を加えております。こちらについては後ほどまた御議論いただきたいと思いますけれども、この制度ができてから3年半余りで18件という実績が、この制度が十分に活用されているというふうに評価できるかどうか、議論の分かれるところであるという形で修正をさせていただいております。

次に、5ページから6ページにかけては、補償範囲に関する記載を大幅に修正させていただきました。

5ページ目についてはまず、特に赤字で追加しているところですが、ヒアリングにおいて50億円を引き下げるということについて多くの要望があったということ、それから先ほども少し申し上げましたけれども、50億円を引き下げた場合に制度を利用したいと思うというニーズが存在しているということを書かせていただいております。

その上で、やはり一方で解決すべき課題というものが存在するということがございますので、その課題として、主なものを3点記載しております。

1つは、もともと記載がございましたけれども、民間保険会社の事業の機会を奪うおそれがあるということ、それから6ページにまいります、こちらは審査の厳格化ですとか、補償料納付というような議論になりますけれども、こちらについては少し表現の修正を加えております。

それから次のポツですけれども、こちらは新しく少し書いたものでございまして、50億円を10億円まで引き下げても、自己負担額である10億円に近い規模の展覧会では保険料の軽減効果が薄い一方で、数百億円規模の展覧会では、現在よりも保険料の軽減効果は大きくなると。これは前回もお示したところなんです、このためということで、中小規模の展覧会においては、入場料の軽減ですとか、教育普及活動の充実といった国民的利益への還元は余り見込まれないと考えられるということを新たな課題として、少し挙げさせていただきました。

こうした文脈の中で、補償範囲につきましては、その真ん中辺りの「このため」で始まる段落のところですので、こちらにございますように、今後、制度の運用面において解決すべき課題に速やかに対処し、制度の更なる運用実績を積み重ねつつ、通常損害の自己負担額50億円という現行の補償範囲の引下げを目指すことが必要であるということ、前回の皆様方からの御議論を受けまして、記載させていただきました。

その下の3点、赤字で追記しているところについては、前回の素案にも記載したものでございますけれども、引下げの検討に当たっての視点というものを記載しております。

それから7ページ以降は運用面での改善策というものを引き続き記載しております。特に内容面では余り修正を加えておりませんが、8ページ目でいろいろ修正が加わっておりますが、こちらについては順番の入替えをしたということがございます。また、最後の(2)番の「その他」のところについては、前回の素案においても「引き続き検討すべき事項等」の中で記載していたものを移したものですけれども、展覧会の主催者も国民の鑑賞機会の拡大に向けて努力してほしいというようなメッセージを記載しております。

こういった修正を加えておまして、前回ございました5ポツの「引き続き検討すべき事項等」というところは、全て削除する形といたしました。

以上が素案の修正案の説明でございます。

続きまして、資料5を御覧いただきたいと思っております。

前回の部会におきまして、自己負担額の引下げに当たっての論点(案)というものをお示したところですので、引下げを目指していくに当たっては、文化庁も今後、政府部内でも、例えば説明や折衝というものが必要になってまいります、それに当たって、やはり整理しておかなければならない論点というものがございます。まず申し上げさせていただきますと、この論点(案)というのは文化庁がそういうふうになっているということではございません

で、今後当然我々としても聞かれるであろう論点ですとか、整理を求められるであろう論点ということで記載をしておりますので、今後私どもがいろいろ説明などをしていくための材料として、是非部会の皆様方のお力を頂きたいということで、あえて挙げさせていただいた論点ですので、そういった積極的なものとして捉えていただいて、是非それぞれの論点について御意見をいただければ幸いですと思っております。

それでは、この資料5について論点を御説明させていただきたいと思っておりますけれども、最初の論点ですが、制度適用実績への評価ということで、前回も少し御議論があったと思うんですけれども、制度の創設以来3年半余りで18件、延べ38回の展覧会に制度が適用されておりますが、この実績について、制度が活用されているかどうかという観点で、どのように評価できるかと。一方で少ないという御意見もあるでしょうし、あるいは、いや今の状況ではこれで十分だという評価もあるかと思うんですけれども、その辺りについて御議論いただければと思っております。

続きまして、次の「制度適用の要件・基準」、それからその次の「審査の厳格化」、その次の「補償料の納付」、この3つについては前回もお示ししたものでございますけれども、やはりこの論点はどうしても整理をすべきものではないかと考えておまして、今回またあえて載せさせていただいております。ただ、前回の御議論を受けて表現は少し修正しておりますけれども、まず1点目の制度適用の要件・基準につきましては、今の制度では様々、主催者の要件ですとか、開催施設の要件など課しておりますけれども、50億円を引き下げる場合に、少しでも多くの美術館・博物館等が制度を活用できるようにするという観点から見たときに、こうした展覧会主催者や開催施設の要件、それから対象美術品の取扱いに関する基準というものを維持すべきなのか、それともより厳格にすべきなのか、あるいは緩和すべきなのかという点について、どのように考えるか。

次の審査の厳格化につきましては、50億円を引き下げる場合に、現在は補償の対象となっていない規模の損害であっても国が補償することになりますので、現在よりも国が補償する可能性は高まることにはなりますが、その際審査をより厳格に行うべきであるという議論が起こる可能性がある。その際、50億円を引き下げる際の審査の在り方について、どのように考えるか。あわせて、現在でも多いとの要望を受けている申請書類の在り方についてどのように考えるか。

次の補償料の納付ですけれども、現在の補償制度では、申請者から補償料を納付させることなく制度を適用しておりますが、50億円の引下げによって国が損害を補償する可能性が高まれば、要はそれだけ財政出動の可能性も高まるということになりますので、それに応じて補償料を納付させるべきであるという議論が起こる可能性があります。こういった議論に対してどのような対応策が考えられるか。

2ページ目にまいります。

次が民間保険会社との関係ということで、50億円を引き下げの場合に、既に美術品保険を行っている民間保険会社が負担する規模の損害まで国が負担するという事となりますので、民間保険会社の事業の機会を奪うおそれがあるけれども、民間保険会社との役割分担についてどのように考えるか。

次が保険料の軽減、その次が国民的利益への還元ですけれども、これらは少し似た論点になりますが、例えば50億円を10億円程度まで引き下げても、自己負担額である10億円に近い規模の展覧会では、保険料の軽減効果は薄い一方で、数百億円規模の展覧会では、現在よりも保険料の軽減効果が大きくなる。こうした状況において中小規模の展覧会の主催者における制度の活用のメリットをどのように考えるか。

次の国民的利益の還元については、同じ状況で、やはり自己負担額である10億円に近い規模の展覧会では保険料の軽減効果は薄くなりますので、入場料の軽減や教育普及活動の充実といった国民的利益への還元は余り見込まれないと想定されるが、どのように考えるか。

次の論点が、望ましい自己負担額及び補償限度額ということなんですけれども、50億円を引き下げの場合に、こういった保険料軽減効果ですとか、官民の役割分担等を踏まえた上で、どの程度の額まで引き下げることが望ましいというふうに考えるか。また、その額まで引き下げることの根拠や考え方はどのようなものか。それから50億円を引き下げの場合に、現行では政府の支払う補償上限額が950億円ということになっているわけなんですけれども、50億円を引き下げの場合に、その950億円というのをそのまま維持するか、あるいは拡大するのかどうかというようなところについて、どのように考えるか。最後が、50億円を引き下げの場合に、制度の対象となる全ての展覧会について一律に引き下げるのか、あるいは、補償対象となる美術品の総評価額に応じて引下げの幅を変えるのか等、どのような制度設計が望ましいと考えるか。これは前回、例えばAランク、Bランクを設けるといようなお話もございましたので、どういった制度設計がいいかということをお話ししたいと思いますというふうに考えております。

それから3ページ目にまいりますけれども、こちらは前回もお示しした論点でございますが、今の制度は美術品の評価額の上昇ですとか、テロや自然災害等による保険料率の上昇によって、展覧会の展示美術品の保険料が高騰して、それによって大規模展覧会の規模を縮小するとか、あるいは開催断念といったことを余儀なくされているということをお話しした背景として、制度が創設されたという経緯がございますけれども、50億円を引き下げの場合に、この制度による支援の目的というものを改めてどのように考えるかということ、それから次の点については、今でも年間の補償契約締結限度額というのは、当然その制度を適用する見込み、あるいは申請する見込みのある展覧会の総評価額を積算して出しているものなんですけれども、なかなか実績としては限度額いっぱいまでは契約できていないという状況がございますので、制度を適用しなくても展覧会は開催できるのではないかと指摘がございます。50億円を引き下げる場

合に、例えば現在大規模展覧会を開催できる展覧会主催者が中小規模の展覧会を開催する際に、制度の適用を申請しなくても保険料を賄えるといった理由から、制度の適用を申請しないことも考えられると思われまので、制度を適用しなくても展覧会は開催できるという事例がより多くなるということも想定されると思います。その際の、この制度による支援の意義というものについて、どのように考えるのか。

以上、論点の提示をさせていただきました。

最後の資料6は前回の議事録ですので、また適宜御参照いただければと思っております。

説明は以上でございます。

馬淵部会長：ありがとうございます。ただいま審議のまとめ素案の修正案と併せまして、自己負担額の引下げに当たっての論点(案)についても御説明いただきました。

審議のまとめ素案の修正案では、自己負担額50億円について引下げを目指すということが必要であるとの記載があるところですが、これは前回の議論でかなり多くの方がはっきりと御要望された論点だと思っておりますが、それについて、資料5にある引下げに当たっての各論点について、御議論いただきたいと思っております。

いかがでしょうか。同じ御発言になる可能性もあるんですが、今回は合同ですので、また繰り返しても結構ですので、この論点についての御意見をお願いいたします。

村上委員： 事前に資料を頂きましたので拝見しましたが、まずこの論点の1ページについて、幾つか申し上げたいことがあります。制度適用実績への評価ですが、これは件数、回数によって活用をされているか否かを評価するという記述になっていますけれども、私はここに、むしろこの法律の趣旨にかなった活用の実態になっているかということ論点、あるいは評価の見方として加えるべきだと思います。といいますのは、この法律を作るときに箱守委員や私も随分関わってきましたけれども、法案を文化庁から国会に上げるに当たって、文化庁から法律の趣旨を記した文書を公表しています。その趣旨の第1に挙げられているのが、「すぐれた美術品をより多くの国民が鑑賞できるよう、展示美術品の損害を政府が補償することにより、質の高い展覧会が広く全国で開催されるよう国が支援する」とあり、その「広く全国で開催」というところが、赤い文字で強調されています。

それから、この法律ができた場合の効果も3つ挙げられているんですけども、その第1として、「広く全国で安定的、継続的にすぐれた展覧会が開催されるようになる」と。これは文化庁の方で作られた文章で、今見ていただければと思います。

ですので、まずこの法律の趣旨としては、やはり非常に大事なところとして、地域に偏りがないように、広く全国ですぐれた展覧会が開催されるようにする

ための法律であるというのが第1の趣旨であると。

それから、この机の上にあるファイルの136ページに法律の条文が記されていますが、この第2条ですね。第2条の2、どういう施設で行われる展覧会を対象とするかということが書いてあって、国立美術館、それと国立博物館、ハが登録博物館と博物館相当施設ですね。国立の施設だけではなくて、公立、私立の登録博物館や博物館相当施設も対象とすると。これがきちんと明記されたというのは非常にこの法律のすばらしいところだと思いますけれども、その次の第3条の4行目から6行目ですが、この契約を締結する場合において、前条第2号ハの施設における展覧会の開催に資するものとなるよう配慮すると。

つまり、これは国立ばかりじゃなくて、公立、私立の登録博物館、博物館相当施設の展覧会の開催に資するように配慮すると。これはもうこの法律できちんと明記されていることなんですね。ですので、やはりこの3年をきっかけにした見直しに当たっては、こういった法律の趣旨にかなった活用の仕方であったかどうかということ、1つはしっかりこの論点に加えるべきだと思いますし、それから審議のまとめの素案にも、もう少しその点を強調した方がいいように思いました。

個人的には、やはりそういう面では非常に地域に偏りがあると思います。全体の件数の中で公立、私立美術館の適用件数は非常に少ないということは、延べ回数だけでは見えない、まだ十分でない問題点として明らかになっているわけです。

それからあと、この論点の2番目の要件、基準についてですが、50億円を引き下げた場合に、今の基準を維持すべきか、厳格にすべきか緩和すべきかと。こういった論点があるのは結構なことだと思いますが、現在の審査というのは非常に厳しく行っています。実際に申請をして、展覧会そのものが却下された例はありませんでしたが、その中で特に展示の方法ですとか、あるいは作品の性質からいって、リスクがあると判断した作品に関しては、適用対象としなかったケースが幾つかあります。

それだけではなくて、適用するための条件としてかなりいろいろ、輸送に関してですとか、あるいは展示の扱いに関して、非常に厳しい条件を提示して、それを主催者側が受けるということを条件とした上で適用させた。ですので、現在の審査基準というのは非常に厳しいのであって、この50億円を引き下げてより多くの申請があったとしても、そのために現在の基準をより厳しくする必要は全くないと思います。今の審査基準で、もちろん通せない申請も出てくるとは思いますけれども、それはそれでそのための審査ですから、今の基準はやはり維持すべきですし、これ以上に厳しくする必要はないというふうに考えます。これは審査に関わっている者として申し上げたいと思います。この次の「審査の厳格化」についてもそうですね。「審査をより厳格に」とありますけれども、もう今でも十分に厳格であると強く申し上げたいと思います。

それから最後の「補償料の納付」です。これは50億円の引下げにより国が損害を補償する可能性が高まるのであれば、それに応じて補償料を納付させる

べきではないかという議論が起こる可能性がある。これは前のこの会議でも申し上げましたけれども、これについては外国の事例なども参考にすべきでしょう。国によっては補償料を取っている制度もあるようですが、例えばアメリカなどでは非常に低い額から申請できるけれども、補償料は取っていない。そういった制度の国というのはかなり多いと思います。

それともう一つは、この50億円を引き下げる代わりに補償料を取るということになると、それこそ保険会社がやっている仕事を国がやるということになってしまう、つまり民間の保険会社に保険料を払う代わりに、国に補償料を払った方が安いと。これはまさに補償制度が民業の圧迫であるという、何か批判の口実を自ら作ってしまうようなことになると思いますので、飽くまでもこの制度において補償料というのは取るべきではないというふうに私は思っています。

以上です。

馬淵部会長：ありがとうございました。今、3つの論点についての御意見を頂いたんですけども、それでは最初の論点ですね。つまりもともと法律ができた段階で、地方で広く活用されるために作られたという点が非常に重要であるという御指摘があり、それが今回の18件、38回の適用によって十分にそれが満たされているかどうかということの評価の中に入れるべきであるという御意見ですけども、何かこれに関して御意見ございますか。

富田委員：村上委員の御主張はまことにもっともだと思えますけれども、もう一つ、回数で評価するというのが、やはり少し違和感が拭えない点がありまして、それは当初の想定の数があるわけですけども、果たしてその年にこの50億円以上という補償額の展覧会が全体で何本あったのかということもきちんと押さえておかないと、実際には制度を適用しようとしてもしょうがない場合もあり得るわけですね。それでこれは資料3の1ページから3ページまでに、これまでに適用された展覧会が載っています。

これを見ると、まず資料3の1ページですけども、平成23年10月から一応最初の申請になっていますので、ここからちょっと計算をしてみると、この23年の10月から24年の9月までに初日を迎えるという展覧会は全部で6本なんですね。ということはつまり1年目は6本申請があったと。で、その次の年、つまり平成24年10月から平成25年9月までに初日を迎える展覧会という意味では、これは10番までの4本ということになりますね。で、平成25年10月から平成26年9月までの展覧会が6本ということになります。で、今年の秋以降に申請を検討している展覧会も、10本以上あると聞いております。

全体の展覧会の数ということもあるんですけども、制度が始まってなかなかどこまで適用できるかというような試行錯誤の中でやってきて、なかなか本数が伸びていなかったですね。今後検討している展覧会がこれだけの数がある

というのは、かなり制度が浸透してきたということの1つの証拠でもありますし、そういうことから考えると、これまでの3年半の実績を回数だけで見て、それで活用されているかどうかというような判断をするというのは、ちょっと論点がそぐわないかなというような印象を持っております。

馬渕部会長：はい、ありがとうございました。どうぞ。

渡辺課長補佐：今の富田委員の御意見を補足させていただきたいんですけれども、資料3の12ページを御覧いただきたいんですが、今50億円以上の展覧会がどれほどあって、そのうちどれぐらいと契約を結んだのかというお話があったかと思うんですけれども、この資料の12ページのデータを御覧いただきますと、こちらは当初私どもが50億円以上の展覧会として、この年度中というか、補償契約を締結するというふうに考えたときにその期間でカウントをして、どれほど各年度で50億円以上の展覧会があるのかということを示したものでございます。これを御覧いただきますと、平成23年度では15件、50億円以上の展覧会がありましたけれども、このうち展覧会をして実際に契約したのは5件でございます。平成24年度は17件で、うち実際に契約を締結したのは5件、平成25年度は24件ございましたけれども、実際に契約を締結したのは4件、今年度は20件展覧会がございましたけれども、実際に契約を締結したのは4件でございます。

これは、50億円以上という額だけに着目して計上したものでございまして、実際には補償制度への申請を予定していないものも含んだ数になっております。ただ、文化庁は毎年、年間の補償契約締結限度額の積算をしておりますけれども、その際には申請見込みがある展覧会をまず計上して、補償契約締結限度額を出しておりますが、その件数は12ページに記載した件数よりも少し少なくはなっておりますけれども、それでもこの論点の3ページのところに書きましたように、実際には年間の補償契約締結限度額の金額でいいますと2割から6割程度の契約金額にとどまっております、件数としても5割に満たないぐらいでございます。ですから、それは制度が浸透しているということの評価が一概にいかどうかというのはございまして、この実績だけ御覧いただきますと、件数だけ見ても、実際に余り使われていないといえますか、毎年50億円以上の展覧会が予定されている中で、多くても3割ぐらいの契約になっているというのが実情でございます。

それから村上委員がおっしゃいました、特に地域の偏りというようなお話については、この「審議のまとめ」素案の修正案の方に、課題ということで、制度が適用された展覧会が、大都市圏、特に東京に所在する美術館・博物館での展覧会に集中しているということは、記載させていただいております。

以上でございます。

馬渕部会長：ありがとうございました。確かに数字というのは、読みが大変難しく、過

去の4年間の推移というものが、果たして何らかの傾向を分析するために十分な数字であるかどうかというのは、なかなか難しいところだとは思いますが。

ほかに御意見ありますか。

岡部委員： 質問ですけれども、件数として5件、4件で毎年余り変わらないわけですが、保険料の軽減額の総額というのは毎年どのくらいの推移なんですか。ほとんど変わらないんですか。

渡辺課長補佐：それは展覧会の額によって違いますので、年度ごとの総額というのは、今手元にデータがございませんけれども、どれほどの評価額の展覧会についてどれほどの軽減額かというデータについては、この資料3の8ページにお示ししています。

岡部委員： 先ほどの課題ですけれども、50億円から10億円に引き下げた場合に、10億円にした場合は50億円ほど軽減額が少ないと書いてあったんですが、50億円でも上は3,000万円以上で、下は300万円とかなので、10億円にした場合も内容と開催の仕方によって、かなりの差があるのではないかと思うんですね。50億円でも1つのところから全部を借りてくると、割と軽減額が大きくなることがありますよね。そういうふうには、例えば、10億円の場合同様に1つの美術館から借りる方法と、様々なところから借りてくる方法とか、幾つかのパターンを想定してシミュレーションをすると、10億円だと上限が1,000万円ぐらいしか軽減にならないとか、下は50万円ぐらいにしかならないとか、その辺りが知りたいと思いますね。余り軽減されないと10億円にしても、少し説得力がない感じがします。

渡辺課長補佐：シミュレーションは、今後やりたいと思いますけれども、10億円の自己負担額に近いほど保険料軽減効果が少ないというのは、それは一般論としてはそうだと思うんですね。もちろん展覧会の中身などによって、保険料の軽減効果は当然バラバラになってくると思います。それは今でもそうですし、50億円を10億円に仮に引き下げたとしてもそうだと思うんですけれども。ただ一般的な考え方として申し上げますと、やはり仮に10億円に引き下げたとしても、それに近い額の展覧会というのは、大きな額の展覧会よりも保険料の軽減効果というのは一般的には少なくなるということ、**「審議のまとめ」素案の修正案の中に書かせていただいております。**

馬淵部会長：ほかに御意見ありますか。

箱守委員：この制度自体、すごく美術館や博物館の関係者が待ち望んでできた制度でして、雪山委員や関係者が、かなり一生懸命動いた結果できた制度ですので、そういう意味では、制度を創設するに当たって、一から立ち上げてできたこの制

度というのは、やはり意義は大きいかなと思います。結果として適用される範囲がどうかということは別として、こういう制度ができているということ自体は、意義が大きいというように私は考えております。

ただ、あとはどのように制度を広げていくか、先ほど村上委員がおっしゃったように、全国にという話になってくると、今の日本の経済情勢が非常に厳しい中で、いろいろな都市で展覧会を開催するといっても、その開催をできる主体がないというか、どこの美術館も今予算が非常に厳しい中では、ある程度規模の大きいものを開催するというのは、スポンサーがいるとか、開館何周年記念とか、そういうようなことでお金が出ない限りにおいては、まずは企画ができないという状況が1つにあるのかなと思います。だからそういう意味では、全国というのはやはり少しずつ時間をかけてやっていくしかないかなというふうに思います。

もう一つ申し上げたいのは、引き下げる場合に下限額が10億円というのは正しい数字なのかどうかは分かりませんが、引き下げた場合に保険料の軽減効果が少ないといいますが、総予算が余り大きくない中では、実額として、例えば50万円でも100万円でも軽減できれば、これは大きいですよ。大きな展覧会での50万円というものと、小さな規模の展覧会の中での50万円とか100万円が軽減されるということは、かなり違うと思いますので、そういう意味では制度としてはそういうことも思っていた方がいいのかなと思います。要するに主催する規模、経営規模といいますが、その全体が小さい中では、制度を適用することによって多少なりとも、それは手間は掛かるかと思いますが、軽減効果がある程度得られるという意味では大きいのではないかと思います。

馬淵部会長：ありがとうございました。

村上委員：今の箱守委員の御意見に私も同意なんですけど、10億円まで引き下げたとしても、例えば20億円の展覧会だったら余りメリットはないという議論は、別段これは今の制度でも全く同じなんです。今、最低限度額は50億円になっていますが、60億円とか70億円の展覧会は、やはり申請しないんですよ。それは結局60億円、70億円の展覧会で申請したところで、実際にはそんなに保険料が下がるわけではないからです。

ただ、20億円、30億円の展覧会をもし最低限度額10億円とか、あるいは5億円まで引き下げたとして、それで保険料が100万円でも、あるいは50万円でも軽減できた場合に、その代わりに軽減できた分は国民への還元に使うことを考えてくださいということ適用の条件にすれば、それはいろいろな活用の仕方があると思うんですね。例えば教育普及事業であれば20万円とか30万円のできる事業というのは十分にあります。論点の2ページ目の真ん中にある、評価額が低い展覧会を対象にして申請できるようにしても、余り保険料が軽減できなければ結局意味がないんじゃないかというような疑問に対し

て、やはり数十万円でも軽減されれば、いろいろな活用はできるし、なるべくそういうふうはこの制度を変えていくべきであるという主張はできると思います。

雪山委員： この制度を作るときに、当初は国立の美術館・博物館を対象にしたようだけれども、それが最終的には設置主体のいかんにかかわらず、そしてなるべく広く国民に利益が及ぶように、そして特に地方の美術館、あるいは小さい美術館にも恩恵が受けられるようにという趣旨で作られた。それは大変画期的なことだと思います。ただ、開いてみると、なかなか大規模の展覧会と小さい美術館、また地方の美術館の活動というものに十分マッチしない面があるんですね。確かに50億円というラインは、地方の私どもの美術館にとってはハードルが高過ぎるし、低くしてほしい。ただ、何度も申しますけれども、低くした場合どれだけのメリットがあるかということシミュレーションしなければならぬわけですね。

それから、この制度ができて4年近くたってみますと、やはり大規模な美術館と、小さい美術館や地方の美術館とで、何か別のものを作らなければならないのではないのか。同じ補償制度でも別枠を作るとか、そういうことをしなければならぬのではないのか。例えば、これは前にもこういう案が出ていますけれども、総額としたら50億円にはならないけれども、例えば1点だけすごく高いものがある。目玉作品という言い方はおかしいんですけども、これがあれば展覧会がすごく意味がある。ただそれは20億円とか30億円。そういうケースが多いですね。もう少しきめの細かい制度に変えていけないかと思えます。

それから何度も申しますけれども、この制度ができて大幅に保険料が節約できると思ったら、少しもとは言いませんけれども、それほど効果がない。とにかく総評価額が高くて、レンドーの数なるべく少ない、こう言うのは何ですけども、名品展というようなものが一番利益を受ける。これでいいのか。展覧会の内容について審査するというのは非常に難しいことですけども、やはり内容は重要なんですね。果たして本当に開催する意義があるのかどうか。そういうことを加味した改変が必要なんじゃないか。

保険料に関しまして、私は最初に、この制度ができるときに民間の損保会社がなぜ反対しないのかと思ったんですよ。常識的に言うと、要するに国家補償制度ができると民間の保険会社のマーケットが少なくなる、パイが小さくなる。パイが小さくなるならみんな反対するだろうと思ったら、反対しないのが不思議だった。やはり小さいパイで損保会社は利益を上げなければならないわけですよ。私はごく素人で、常識的な考えかもしれませんが、やはり民間の保険会社との役割分担というところに基本的な問題があるんじゃないか。そのところを抜きにしては、この制度は考えられないんじゃないかと思えます。

以上です。

佐藤委員： 民間の保険会社のことが出たので、私からもお話をさせていただきます。民間の保険会社としては、美術品市場はほとんど利益がでていません。どうしてかという、こういう美術展をやるなど大きなリスクを保険会社が背負ったときに、一番大きなリスクは地震だったんですよね。地震のリスクを取ったときに、何百億円という支払が出てしまったら、我々保険業界が今美術品から取っている保険料というのは、業界全部合わせて、1年に10億円程度なのです。

ですから、一度何か事故などが起きれば、今まで何十年とやってきた事業そのものが成り立たなくなってしまうわけですね。ですから、地震に対して非常に大きなリスクを感じていた。そのときにこの制度ができて、地震のような大きなリスクを国が引き取ってくれるということになったわけですから、我々としては、これは非常にいいことだと思っているわけです。なぜかという、3.11が起こった後、世界中の保険会社は日本の美術品の引受けを拒絶していたわけですから、もう展覧会なんか開けないような状態になっていたと思うんですね。そこをこの制度ができたために、2011年の秋からどんどん展覧会を開くことができたわけで、そういう意味ではこの制度は保険会社にとっても非常にいい制度だというふうに考えています。

では、我々保険会社は一体何を今望んでいるのかという、やはりこういった制度ができて、大きな展覧会をどんどん開催できるようにすると同時に、やはり日本の美術館・博物館は全く受け付けません。けれども、こういうことをやることによって、徐々に、美術品とか展示品に対する保険というものの必要性を感じていただいて、同時にこの制度では、いろいろな博物館の設備について、あるいは建物について、リスクマネジメントをやりますよね。それによって各館のリスクマネジメントのレベルが上がってくれば、保険会社はもっと引き受けやすくなるわけですね。ですからこういう制度を使って、私は前からこの場で提案しているように、何らかの共通の、消防の丸適マークと同じように、美術品展示丸適マークというのを取得した美術館は、料率についても、保険会社がマネジメントがいいという評価ができるようにしていければいいと思っています。それによってパイが増えてくれば、保険会社の裁量ができます。今、10億円で500億円のものを引き受けているということは、ほとんどの保険料は再保険に出しています。ですから日本の保険会社は、100%の契約をとるとして、95%ぐらいは再保険で海外に行っているわけです。そうでないと、リスクが高くて保険会社は持てないわけです。それで95%を売る、売り先が値段を決めているということです。だから、保険料が案件によって随分違うじゃないかと言われるわけです。

例えば、海外の美術館はある一定の量を必ず保険会社に出しているんですね。特定の保険会社と美術館が組んでいるわけですね。ですから自分のところの美術品は全部あなたの保険会社に出しますよと言っているところは、非常に安い値段でその美術品に保険を付けているわけですから、それを日本に持っていくなら、自分のところの保険会社に付けた方が安いということになる。我々、日本の保険会社は美術品の展示会があるたびにスポットで出しているわけですか

ら、スポット価格ってすごく高いわけですよ。そのスポット価格は、いつも金融市場の動きによって値段が変わってきてしまう。例えば、今お金が余っていますから、どんどん保険の世界にお金流れ込んでくれば安くなりますし、やはり石油の価格が安いようなときには、美術品の市場にもそういう影響が出ていたんですね。ですから、ほとんど海外に依存している日本の保険会社というものがあって、この美術品保険があるということも理解していただかないと、日本の保険会社が何か意図的に保険料を上げたり下げたりしているわけではなくて、海外の保険市場のレートが我々に反映しているということになります。

馬淵部会長：ありがとうございました。例えばですけれども、先ほどから村上委員や雪山委員から御提案があったような新しい今回の記述にない部分ですね。例えば評価の基準として、広く全国でというような面に関しては、まだ不十分であるとか、あるいは雪山委員がおっしゃったように、今後展覧会の規模の大きさによって、この補償制度を改善していく余地があるとか、そういった文章を組み込むというようなことは可能でしょうか。

渡辺課長補佐：検討させていただきます。

馬淵部会長：ほかに御意見ございますか。

早川課長： 1つ御質問させていただきます。今、佐藤委員から、この制度を創設するときに、地震の関係も国家補償が引き受けるということになって、保険業界としても歓迎であったというお話をお聞きしましたが、今後、議論の重要なポイントというのは、国家補償制度の下限額である50億円を引き下げることであると思います。そして、50億円を幾らまで引き下げるかというところをこれから御議論していただきますけれども、その50億円を引き下げることについて、保険業界としてはどのような御見解をお持ちなのかということをお教えいただけないでしょうか。

佐藤委員： 民業圧迫だとは余り思いませんね。リスクというのは、皆さん50億円という火災に遭って美術館が燃えるとかいうことを考えますけれども、一番多いのは盗難とか、あるいは1品が損傷することなんですよね。その方が事故のリスクが高いわけです。ですから、50億円のものが10億円になっても、多分1品についてのリスクというのは変わらないんじゃないかと思います。逆に言うと、保険料はそんなに下がらないということになると思います。

箱守委員： 要は、なぜ今見直しをして50億円のラインを下げたいかということの根本に立ち返ると、やはり当初思ったように保険料が下がらないから、展覧会主催者としては、事務手数料がかなり掛かる中では余り魅力感じないというような感じが見受けられるということが、見ていると大きなポイントかなと思います。

ですから、50億円を引き下げて保険料を軽減できる方法はないかということ
を美術品補償制度部会で模索しているわけですので、10億円ぐらいまで下が
っても余り保険料の軽減額が変わらないのであれば、もっと極端に言えば、地
震・テロと同じ1億円ぐらいまで引き下げてしまうという方法もあるのかなと
思います。そういうことも考えておかないと、文化庁はシミュレーションをす
るとおっしゃっていますが、そうしたときに、要するに10億円ぐらい
では、多分余り今とは変わらない、変わっても1割変わるかどうかというよう
な話になってしまうのではないかと思います。

考え方の基本は、下のリスクは濃いから、その分たくさん保険料を頂きます
という話ですので、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、この制度は美術館
を助ける制度ではなくて、損保会社の経営を助ける制度になってしまっていま
すから、そういう意味ではもっと美術館を助けられるように、何かいろいろ考
えていかなければいけないのかなというように思います。

村上委員： 1億円というのは、全国美術館会議からも要望をしたことです。地震・テロ
は1億円ですので、それと同じ1億円まで下げられるならば、もちろん申請件
数が相当増えるとは思いますが、当然それはそれに応じて審査をして、本当に
大丈夫なものだけを適用していけばいいわけです。そういったことで申請を増
やして、なおかつ場合によっては落とされるものもあるということで、安全に
関する知識が高まっていくことが必要だと思います。

それから昨年、ボストン美術館とアメリカの保険会社であるハンティントン
・Tブロック社の人たちとの話合いの中でも、やはり日本の国家補償制度の1
つの問題点として、地震・テロは1億円、それ以外のリスクについては50億
円という2つの構造になっていることが、非常に分かりにくいとの意見があり
ました。むしろそれをシンプルにして統一した方が分かりやすいから、より作
品を貸す方からも信頼されやすいのではないかと。これはハンティントン・Tブ
ロック社の人はおっしゃっていました。そういう意味でも、海外に対して分か
りやすい制度にするためにも、地震・テロの1億円と同じにするというのが、
美術館としては望みたいところです。

馬淵部会長：ほかに御意見ございますか。

箱守委員：あと補償料を取るという部分ですが、これはやはり本末転倒というか、そん
なことをするのは、さっき村上委員がおっしゃったように、保険会社の仕事をと
るような話になりますし、むしろそうではなく、軽減された分でリスクマネ
ジメントにお金を掛けるといいますか、要は役割を分割するとか、梱包こんぼうの方法
をよくするとか、リスクを回避するために軽減された分のお金を回してもらう
ような、そういう制度にしていけないといけないのかなと思います。補償料を
取るということ自体が無謀な話だと思います。

大原委員： 展覧会によって違うんでしょうが、補償料というのは金額としてどのくらいなんですか。

村上委員： フランスは、確か結構高い補償料ですね。あとイギリスも補償料を取るけれども、それは非常に安かったような、1万円ぐらいの金額だったような気がするんですけども、正確には覚えていません。

渡辺課長補佐： フランスは申請料という形を取っておりまして、30、500ユーロぐらいを申請料として取っているようでございます。ですから、大体400万円弱になります。

村上委員： ただ、フランスの場合には年間2、3件という、本当に超大規模展、グラン・パレでやるような大規模展のみに対しての制度ですので、もともとの総評価額がものすごく大きいんです。50億円どころか、実質的には多分600億円とか700億円以上でないとメリットがない。

フランスの例はかなり例外的で、ほかは多分、はっきり記憶していませんが、補償料を取っている国は非常に少ないと思います。それに補償料を取ることに何の意味があるんでしょうか。

大原委員： そうですね。

村上委員： 国が補償料を取って、何になるのか。

馬淵部会長： むしろやはり、先ほど箱守委員がおっしゃったように、補償料の代わりに、より安全に、よりリスクを避けるような方策をきちっと申請の段階でチェックをするということの方が、特に美術品というのは壊れたから直せばいいというものではなくて、やはり壊れればその分だけかなり損害があって、取り返しのつかない場合もあり得るわけなので、保険料が少しでも軽減できれば、その分安全に使うという考え方の方が、私はこの制度には合っているかなというふうに思います。

ほかの方、御意見はありませんか。補償料があった方がいいという御意見の方はいないでしょうか。補償料について、余りイメージが皆さん湧いていないようで、私もよく分からないんですが。

箱守委員： もしあるとすれば、例えば50億円を下げたところを、国家補償として民間の保険を買うということでしょうか。そのための財源に充当するという考え方はないとは言えないかなと思います。ただ、それは財務省が、50億円を下げたことで補償金の支払リスクが増えたことに対する財源を確保するための手法としてはあり得るのかもしれないけれども、余り好ましくはないかなと思います。

馬淵部会長：はい。今、いろいろな御意見が前後して出てきておりますが、先ほど村上委員がおっしゃったような、審査基準をもうこれ以上厳格にはできないという御意見に関してはよろしいでしょうか。

大原委員：まさに村上委員がおっしゃるように、今でもかなり審査基準が厳格なのに、これ以上基準を厳格にしてどうするのか、どこまで厳格にしてしまうのか。そうしたら、もうほぼ決まった美術館しか美術品補償制度を適用できなくなってしまうということですから、今の審査基準を維持するか、あるいはもう少し緩くするのか、緩くというのはどの程度をいうかは分かりませんが。

馬淵部会長：もし緩くするとすれば、どういう部分を緩くする可能性があるという感じですか。やはり、余り緩くはならない感じですか。

大原委員：緩くはならないですね。

箱守委員：1つ提案としては、全国美術館会議ではファシリティー・レポートのひな形をお持ちですが、そのひな形をもとに各館がファシリティー・レポートの作成を着実に実行していくという運動をやっていただければ、申請の際にそれほど手間を掛けずに申請ができるということになるのではないかと思います。

村上委員：実際はかなり多くの美術館が全国美術館会議のファシリティー・レポートのひな形を利用して、自分の館のファシリティー・レポートを作っているはずですけどね。

箱守委員：そうであれば、美術品補償制度の申請の際に改めて何かしなければいけないということではないのかなとは思いますが。

村上委員：美術品補償制度の申請の際に改めて何かすることは無いと思いますけれども、大体民間の保険を掛けるときには、やはりファシリティー・レポートを提出するわけですから、最低限の資料は作っているはずであり、国家補償のためにあえて何かするという事は無いと思います。

箱守委員：どちらかというと、どうも申請した人が大変だったという、その情報だけが一人歩きしてしまっていますね。

村上委員：それは確かに展覧会の準備と国家補償の申請をする際に、同じ人間が同時にやるのは大変ですよ。けれども、ある程度の準備が前もってあって、ファシリティー・レポートは当然前から作ってあるということであれば、それほど大変ではないと思います。

箱守委員： あとは我々として、専門調査会で見るべきポイントをきちっと最初に伝えて、そこをきちっと彼らが補完して出せるような体制をとってもらうことをあらかじめ言っておけば、例えば改めて何か質問しても、展覧会の直前で忙しいときに、慌てて何かしなければいけないという、ということにはならないのではないかなという気がするんですけども。

村上委員： 基本的に私は、やはり基準は緩めるべきではないと思いますよ。ある程度厳しい条件で、民間保険よりも非常に厳しい基準で安全面に配慮していることを、貸す方にアピールできれば、やはり日本の国家補償を使うと安心だという根拠にもなると思いますね。去年ボストン美術館の人たちが、今自分が使っている保険よりも、日本の補償制度はどこがすぐれているのか、メリットはどこにあるのかと聞かれましたけれども、それは民間の保険会社はこんなことまで注文を付けたりしないというところを、日本の国家補償の審査では非常に厳しくチェックして、リスクを最小限まで、ゼロに近いところまで減らすということをしている。だから、国家補償の適用を受けた展覧会は、はるかに普通の展覧会より安全なんだという信頼を持ってもらうことが、貸す方に利用してもらうためにも必要だと思います。

岡部委員： かなり厳しく審査して、毎回 A ランクとか B ランクとかつけてますよね。同じ美術館でも、企画の内容などによって、これはちょっとこの辺りが危ないというので B にするとか、ポイント制にして、例えば 20 点が A とか、10 点が B とかにして、あるポイントまで行くと、もうその美術館は 100 点とったならば、あとは軽減して審査をパスできるというようなことをしていくと、もうちょっと裾野が広がっていくと思います。

村上委員： そうですね。やっぱり 1 回目より 2 回目、3 回目の方が楽になるような形は考えた方がいいと思います。

馬淵部会長： そうすることによって手間がはぶけるとともに……。

岡部委員： また出そうかなという気持ちになる。

馬淵部会長： そうですね。

佐野委員： 今までの審査のことを思い出しますと、温湿度データに関して、連続データを持っていないために、それを打ち込むのに時間がかかるというような話をされたところがあったように思うんですよ。日本の公立美術館で比較的早く建ったところというのは、1 時間に 1 点の温湿度データを打ち出して保管しているところがあるんですけど、連続データを持っていないというのは非常に多い例なんですね。そういうところに対して、私どもは確かに、15 分に 1 点

とか、10分に1点ぐらいの連続データじゃないとグラフになりませんので、その程度の質で安定しているということを求めて、その資料を要求しているということで、事務手続的には負担をお掛けしているような気がします。そのところはもう少し、私どもの方の力不足ではあるんですが。

村上委員： でも、自記記録計を置いておけば、何も難しいことはないんですけども。

佐野委員： そうなんです。つまり自記記録計を持っていない公立博物館も確かにたくさんございますので、まずはそういう意味で文化庁と協力して、裾野全体を押し上げていかないといけないのではないかと思います。

村上委員： 自記記録計はそんなに高いものではないです。

佐野委員： そのとおりです。実際に初期投資で4万円ぐらいあれば自記記録計は購入できるのですが、学芸側が備品が欲しいと思っても、事務側が備品を用意しないという流れは、今までに幾つも見えていますので、その状況をまず変えていかないと、1年前のデータが必要でも、自記記録計を持っていないので、何度か審査が止まったことがあったということ思い出しました。

馬淵部会長： そういう細かいところの情報が、やはりなかなか事務側には伝わらない。事務側は、例えば予算を何%ずつ減らせというような形のところもあると思いますし、やはり温湿度データをなぜ苦労して取らなければならないのか分からないというような、非常にある意味で遅れているわけですけども、そういうところをこの美術品補償制度を使うことによって広めていき、国全体のレベルを上げていくという結果につながれば非常に成功した制度にはなると思うんですね。展覧会そのものを補助するというだけでなく、そういう制度の評価というのははしてもいいかなと思います。

それではこの補償料の納付に関しては、やはり少し意味不明であるという意見が多かったと思います。

それから先ほど佐藤委員の方から民間保険会社の御事情について、いろいろ御説明いただきました。保険料の軽減についても、軽減できる金額が非常に少ないというふうに見られても、やはり展覧会の規模によって、例えば50万円程度であっても、制度を使いたいというところはもちろんあると思いますし、保険料の軽減が少ないと思われるので制度に意味がない、というふうには言えないかと思います。

それから国民的利益への還元ということに関しては、何か御意見ございますでしょうか。

富田委員： 素案の方の4番ですが、中小規模の展覧会における入場料の軽減や、教育普及活動への充実といった国民的利益への還元は余り見込まれないと考えられる

という一文が入っているんですけども、大規模な展覧会で軽減があったから、その分を例えば高校生以下無料にするというような還元をしていたと思うんですけども、中小規模の展覧会であると全体の入場者数がものすごく少なくなりますので、同じように、やはり入場料の軽減ということが可能ではないかなというふうには思うんですね。

教育普及活動については先ほど村上委員がおっしゃったように、20万円、30万円でもやれることはいっぱいありますし、そういうことを考えていくと、この一文は素案の方からは取ってもいいかなという気がいたします。

馬淵部会長：最後のページになりますけれども、今の話の続きで御意見はありますか。

鈴木部会長代理：今の話で思い出したんですけども、20万円、30万円の保険料を軽減してどうなんだということですよ。事務局に質問しますが、例えば、この美術品補償制度の申請をして、当事者は申請するのにどのくらいの費用がかかるんですか。地方の人は東京に来たりなんかしますよね。来なくてもいいのであればいいですけども。規模によるでしょうけれども、いろいろな資料を含めて、申請にはどのくらいかかるものなのですか。

渡辺課長補佐：申請のための人件費といった費用につきましては、今、手元に資料がございません。

鈴木部会長代理：申請者側の費用負担を考えていて、昔言われたのは、100万円、200万円の補助金をもらうのに何度も文化庁に足を運んで、申請にかかる費用の方が高くなるようなことを言われたこともあったので、その辺のところはちょっと気になったものですから。

渡辺課長補佐：文化庁に来ていただく回数はそれほど多くはないです。

鈴木部会長代理：多くはないですよ。それと、例えば申請書類を作るための費用とか。

渡辺課長補佐：それは、多分それぞれの申請者によって違うと思います。

鈴木部会長代理：それが1万円、2万円ですむのならもちろんいいのですが、多分10万円とか20万円、最低でもかかるんですよ。兼ね合いで、もう面倒くさいというのがあるのか。実態は分かりませんが。

馬淵部会長：それではこの望ましい自己負担額というものに関して、1億円という数字が先ほどから出ておりますけれども、そのことについて御意見はありますか。

鈴木部会長代理：これは私もいまだに、もちろん途中から入ったので分かりませんが。

も、結果として、こちらがどういう希望を出されたか分かりませんが、どういう理屈で50億円になったのか、それからこの会議の中で10億円という数字が一人歩きしているところもありましたけれども、当然中間の数字もあるんでしょうけれども。今まで中間の数字が出なかった理由というのは、何かあるんですか。今、50億円か10億円かという数字になっていますが。

渡辺課長補佐：10億円は飽くまで、例示としての数字でございまして、別に10億円がいいということではないんですけれども、今御質問がありました、現在50億円というふうになっている理由ですけれども、1つは官民の役割分担の関係で、民間の方で負担しがたい規模の損害を国が補償するということです。それから、先ほど佐藤委員からも少しございましたけれども、美術品保険の実態としても、数十億円ぐらいから再保険を付与しているというような実態になっています。ただ、そういった要請もある一方で、できるだけ多様な展覧会の開催に資するように配慮して、できるだけ低額とすると、そういう上からと下からのバランスの中で、50億円というのが今は設定されています。

鈴木部会長代理：先ほどの意見を聞いておりますと、保険会社は関係ないと。50億円でも、10億円でもいいんですが、今の理屈が、この法律を作るときの理屈ですね。

渡辺課長補佐：そうですね。

鈴木部会長代理：理屈が通らないというか、成り立たなくなってしまうわけですね。だから法律を審議している過程で出てきた数字なのか、文化庁側から出した数字なのか、よく分かりませんが、50億円はもう、できた話ですからいいんですけれども、これから交渉していく場合にどういう論法で交渉に臨むのか、1億円というのか、50億円と1億円の間というのか、その見通しがいま一つよく分からないんですけれども。

渡辺課長補佐：むしろ文化庁としては、本部会で御議論いただいて、その理屈を構築していきたいと思っています。今、政令で50億円ということが決められているわけですけれども、なぜ下げるのかという、その理屈です。20億円とか30億円にするのか、それとも10億円にするのか、1億円にするのか、それぞれ設定の仕方によっても、多分その根拠といいますか、理屈、考え方が変わってくると思います。

鈴木部会長代理：それをこれから考えるということなんですね。

渡辺課長補佐：はい。まさにそこを御議論いただきたいということで、今この論点を出させていただいた次第でございます。

早川課長： それに関連して、先ほどちょっと確認させていただいたのは、もう皆様方御承知のとおり、国会のこの立法制定時においては、50億円というのは民業圧迫にならないようにというのは散々議論されつつ、そしてまた、その当時協力者会議にいらっしゃった箱守委員も、これは民業圧迫になるというコメントを出されていまして、少しお伺いしたかったんですね。それがこの10年間という状況の変化の中で、どういう変化があって、ふたを開けてみたらこうだからこうだということなのか、そこの考え方を御教授いただけると、大変有り難い。

2回前の会議で、私は、様々な3つのバランス上50億円というのが成り立っているというお話をいたしました。1つは民業圧迫、1つは財政規律の確保、もう1つはできるだけ引き下げたい、全国津々浦々でできるだけ幅広くやりたいという、その上と下から押さえ込む形で、微妙なところで50億円というのが設定されていますと。それが、当時の議論としては民業圧迫というのが非常に大きな要素としてありましたので、そのつかえが仮になくなるのであれば、引下げに当たっての説明は、ハードルは若干低くなるのかなと思うんですけども、保険業界全体にとっても民業圧迫ではないという、そこの考え方というものを御教授いただくと有り難いなというふうに思うんですけども。

箱守委員： 客観的に見ると、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、国家補償の適用になった案件というのは、大きな地震のリスクを1億円以上国が持ってくれていると。テロもそうですけれども。そういう中においては、国家補償の対象となった案件を引き受けることは非常に、安全性の高い案件を引き受けるということになりますので、そのリスクは軽減されているということにはなります。ただ、例えば、50億円超の展覧会が年間15本か20本ぐらいしかないという中では、保険の対象展覧会が国家補償対象へ移行してしまうことによってマーケットが小さくなってしまいうという危惧は少しあるんですが、ただそれでもって、例えば保険料が軽減されて、ほかの展覧会を企画開催するということも可能になってくるかもしれないので、一概に全てが民業圧迫になるとは余り思えないですし、50億円のラインが引き下がってくることによって、保険会社にとってのリスクはどんどん減るわけですよ。万が一何かが起こっても、支払うべき金額は、50億円のラインが低くなっていけば、さっき佐藤委員がおっしゃったように、何十億円、日本の保険会社の年間の保険料が10億円ぐらいしかない中で、50億円の事故が起きてしまったら、それを取り戻すのに時間が必要であるという状況の中では、50億円のラインが下がれば、そのリスクは減るわけですから、そういう意味では余り圧迫にはならないのではないかなと思います。全てをそう言い切るのは難しいとは思いますが、その案件に限って見れば、保険会社にとっては、その案件を引き受けることによって相当収入が増えるというか、要するに再保険に余り出さなくてもすんでしまう案件を引き受けるということになるので、それが10億円なのか、1億円なのか

分かりませんが、

要は、今現状では、どちらかというと、前から私が言っているように、民間の保険会社を助ける制度になっていますが、日本の地震リスクは基本的には海外は引き受けないと思います。そういう中では、今やむなく、展覧会に限ってのみイギリスの証券を使って地震リスクを引き受けていることから、全てカバーしていますけれども、そういう意味では、地震保険は日本では一般的ではなくて、ほかの火災、自動車などいろいろな保険全て、日本の保険では、免責条項の中に地震、噴火、津波というのは決まり文句のように入っています。そういう中では、特殊なのは展覧会だけで、展覧会だけが100%フルカバーしているという状況があるわけですから、そういう危ない橋を保険会社としては年間10億円、マーケット全体で、日本で引き受けるもの、及び海外に払っているものも含めたマーケットパイが10億円しかない中で、何百億円というリスクを背負って経営をしている保険会社にとってみれば、それは軽減されるという面はあるわけですね。

村上委員： 私が記憶している限りでは、その制度設計を、法律を作る前に文化庁の担当と何度もやり取りをして、そのときに50億円というのは、確かに民間の保険会社との役割分担という側面もありましたけれども、それだけではなかったですね。当時の文化庁の担当者は、50億円以上の展覧会と100億円以上の展覧会が国内で毎年どのくらい開催されているかというのを調査しており、当面の制度のスタートとして、50億円を下限として年間10件ぐらいの展覧会に適用できるようにすれば、まずはスタートとしてはよいところではないかと。50億円というのは大体そういうようなことで決まったような気がします。

もちろん、それが決して半永久的に続くものではなくて、そういう形でともかく小さく生んで大きく育てるといような制度を作ろうということで、50億円というのをやはりいずれは下げて、アメリカの制度がそうであったように、もっと下げて広めていこうというのが関わった人たちの共通の認識だったと思います。

佐藤委員： まず民業圧迫かどうかというところでいえば、民業圧迫はあるんですよ。それは美術品の展示の保険というのは、皆さんがきょう資料で見させていただいているように、4割強、5割弱の保険料が減ったわけです。事実、今までの何年かの制度運用で保険会社が持っていた収入というのは減りました。そういう意味では民業圧迫は完全に起こっているわけです。

ただ一方、我々保険会社がやはり美術品に対して提供できる資本の額のキャパシティというのがありますから、その割合が50億円以上あると、我々としては、全然国内で消化し切れません。したがって、その部分は海外に出していたんですが、その海外が、地震が起こると受けないということになってきたので、そういう点ではこの制度ができたことによって、民間の保険会社が展示品の保険について提供できないというリスクはなくなってきたということなん

ですね。だからそれは民業にとっては非常に有り難いということもあります。

だから、圧迫か、圧迫じゃないかという点でいえば、保険料は減った、半分近くになったということは圧迫です。ただし、もとになっているカバー、要するに担保力を提供するという点では、提供できなくなるリスクが減ったという意味では有り難いですね。こういうふうに解釈していただきたい。

馬淵部会長：そうしますと、その50億円を引き下げる場合に、どのような制度設計が望ましいと考えるかという問題に関して、民業圧迫はしているが、内容的には助かっていることが多いわけで、それが数字で出てくるものなのか、そうでないのかよく分からないんですけれども。全体的には保険会社の方から見ると、この制度というものが、仮に1億円というような数字に下りてきた場合に、それはどちらかという望ましいと考えるのでしょうか。

佐藤委員：難しいところですね。というのは、これは皆さん展示品の保険の話をしていきますけれども、美術品の評価額が高騰していて、1枚の絵で何十億円という額になっていますから、50億円の引下げの話が出てきているわけです。そういう1枚1枚の絵について、雪山委員のおっしゃるようにピックアップして、それも国家補償に入れたらどうだということ、もう民間が入る余地がなくなってしまいますよね。

世界中の美術品の市場で、それぞれの国の国家補償制度でそういうところまでやっていないわけですから、やはりどこかで歯止めがかかっているわけですね。と同時に、それは国営保険をやるような話ですから、本当に財務省としてそんなものをやるのかという話にもなると思うんですね。ですから、今の50億円というのは、我々保険会社が資本力を提供できる限度にうまく設定されているなという思いがあります。

村上委員：今の50億円から1,000億円までという制度は、それは1つのパターンとして変えずに、その代わりにそれとは別の総額50億円以下の展覧会を補償するもう1つの枠組みを作って、そちらの方は自己負担1億円までとし、例えば年間10件ぐらいまでとすれば、全部合わせても500億円ぐらい。適用を受けない展覧会はもちろん日本中でもっとたくさんあるはずで、ごく一部になります。そういう別の枠組みを作る余地は、アメリカに近いような形であれば、あり得ると思うんですけれども。

岡部委員：前回私はAランク、Bランク、そして50億円と、下が10億円と言ったと思いますが、それはなぜかという、このアンケートで、一応皆さんも10億円まで下がれば69%が申請したいと言っていますが、これは幻想だと思うんです。シミュレーションした結果、例えば50万円ぐらいの軽減にしかならなければ、申請しないところが随分出てくるのではないのでしょうか。

村上委員： でしょうね。

岡部委員： 少なくとも、理想は1億円だと思いますけれども、今の段階では、1億円というのは4%の人しか考えていないのですね。やはり余りにも現行と違うので、想像力が及ばないんだと思うんです。でも、本当は、1億円でもシミュレーションをしてみて、どのぐらい軽減になるのか、また、委員の人たちに負担が掛かり、総額の補償額がどのぐらいで、例えば民間保険会社をどの程度圧迫することになるのか、そうしたデータをある程度具体的に数字で出してみた方がいいと思います。判断できないから。

馬淵委員： 出せるんですか、そういう数字は。

渡辺課長補佐： どこまでできるか。

馬淵委員： ある程度大ざっぱでもいいんですけれども。

それから、先ほど村上委員から、50億円以上は今までどおり、50億円以下は何か別のシステムでやるというような御提案があったんですが、例えばその場合に、基準を維持したまま数字で分けるということになるのか、それとも何か違う申請制度にするのか。

村上委員： アメリカの場合には単純に総評価額の数字で分けていて、その総評価額が大きい展覧会の場合には自己負担も大きい。だけれども総評価額が小さい展覧会は自己負担額は非常に小さくされています。でも、その審査の基準は同じはずですよ。実際に、例えばアメリカの制度で何十億円以上の展覧会の案件については変えるとか、そういうことまであるのかどうかは知りませんが。ただ、今申し上げたように50億円以下の展覧会を対象とした枠組みをもし1つ作るとすれば、やはりある程度適用の数は限定していかないと、やはり毎年何十件も何百件もいきなり適用するというのはかなり大変だと思います。

大原委員： そうなると件数がものすごい増える予想はされますので、審査が現実的にできるかどうか。

村上委員： そこがまた難しいところであります。

馬淵部会長： あとはその50億円以下とひとくくりにしても、10億円ぐらいなのか、45億円なのかというよう辺りで、やはり何をするためにその50億円以下を設定するのかということになると、これも場合によっては2通りだけではすまないかもしれない。3通りぐらいに。あるいはとりわけ、例えば地方に行くとなると、地方巡回が最低1会場入っているとか、何かそういったような条件を設けるというような形で、最初に出てきたように、地方でもそういう制度を活用

できるようにするという方向に持っていくのか、そういう考え方もあり得ると思います。

制度設計はやはり先ほど岡部委員もおっしゃったように、シミュレーションがもしできれば、どういうふうになればこのレベルの展覧会ができる、こういうふうになればこの地方でもできるようにするというようなイメージが湧けば、制度設計に対する提案もしやすいと思いますけれども。そのところどうなんでしょう。その辺、試みをやっていただけますか。

渡辺課長補佐：保険料の部分の計算は、少し保険会社にも御協力を頂きながらできる部分はあるかと思えますけれども、どれぐらいの展覧会をどういったところの美術館がやっているのかといったあたりは、今のデータでどこまでできるかというのとは分かりませんが、どこまでできるか検討させていただきたいと思えます。

馬淵部会長：はい。それでは次に審議のまとめ素案の修正案全体についても、御質問や御意見ございましたら、御発言をお願いしたいと思うんですが。資料4-2ですね。資料4-2、審議のまとめ素案の修正案全体について。御意見はございますでしょうか。

鈴木部会長代理：表現上の問題で細かい意見になるんですけども、赤字が入った方でもらいますと4ページ、(2)の2番目ですね。「国立館のみならず、公私立館が」とあったのを「公立館」として私立は別に書いてあるんですけども、これは何か意図するものがあったんでしょうか。

渡辺課長補佐：前回の御議論に少しあったんですけども、私立の館は、今1館だけにとどまっております、「公私立館が開催する展覧会に対しても制度が適用されたが」ということで間違いではないんですが、前回の御議論の中で、今後私立も活用できるようにするべきだというような御意見も出たかと思えますので、そういったことを考えると、私立については公立館と一緒に書くのではなくて、少し別に扱った方がよいのではないかとということで書かせていただきました。

鈴木部会長代理：かなり私の印象なんですけれども、どうも私立は別に考えているというのはいま一つ分からないというか、はっきり言えば差別的な感覚を持つわけですよ。この制度自体がもともとは国立美術館などのために作ろうとしたという話もありましたけれども、法律ができた以上は、国公立は同じなんですよね。だから文言の表現として公私立館でいいんだと思えますよね。そのうち私立館は1館にとどまっているという文でいいような気がするんですけども、別に書くということ自体が、今の時代ですからいろいろ配慮した方がいいのかなと思えます。

渡辺課長補佐：分かりました。ちょっとそこは工夫をさせていただきます。

鈴木部会長代理：このうち私立館が1館という話も、そういうことなんですよ。

渡辺課長補佐：意図としてはそういうことなので。

鈴木部会長代理：これは曲解されると嫌なので。

渡辺課長補佐：はい。ありがとうございます。

馬淵部会長：御質問なんですけど、今資料4-1の4ページの最初の丸ポツですけども、「制度が適用された展覧会においては、制度による補償が行われることはなく、安全な運営がなされた」と。「制度の適用を申請することは、美術館・博物館にとっても、館の設備や運営体制一般について見直し、改善を図る機会となり、申請手続を通じて安全意識の向上が図られた」というふうに書いてありまして、それはもちろんそうだろうと思うんですけども、例えばこういうことによつて、設備に対する具体的な投資が見られたり、あるいは館の中でそういう担当者を設けたり、もう少し意識という以上に、実際により安全に向けての体制の改善があったんでしょうか。

渡辺課長補佐：ハード面ということで申し上げますと、1件スプリンクラーが付いていたところがございます、そこは申請を頂いたときには実際に専門調査会の委員にも現地に行っていて、これなら大丈夫だということで補償契約を締結したんですけども、その後その館において、より誤作動が少ないというようなスプリンクラーに、施設の改修全体の中で改修をしたということがございました。

馬淵部会長：まだそれほど件数はないわけですね。

渡辺課長補佐：そうですね。これは、意識的な話としてこういったお話がヒアリングで出たものですから、それを書かせていただいたんですけども、体制といいますか、ハード面ではその1件でございました。

馬淵部会長：ほかに何か、この審議のまとめ素案について御意見はありませんか。

富田委員：4-1の資料を御覧いただけますか。赤字が入っている資料。6ページなんですけども、先ほどちょっと触れたことですが、「中小規模の展覧会においては、入場料の軽減や教育普及活動の充実といった国民的利益への還元は余り見込まれないと考えられる」というのは、やはり少し違和感がありますので、ここのところは相応の還元が見込まれるとか、何かちょっと表現を変えるなりしていただきたい。全くないということではないと思いますので。

それともう1点、その2段落下なんですけれども、「通常損害の自己負担額50億円という現行の補償範囲の引下げを目指すことが必要である」という表現があるんですが、「目指すことが必要である」という表現は、何か非常に持って回ったような言い方で、この委員会の議論の修正を見ても、目指すことをこれから必要とするのではなく、むしろ引下げを行うことが必要であるというニュアンスかなと思いますので、そのように書き換えてはいかがかなというふうに思います。

馬淵部会長：はい。より直接的な表現にさせていただきたいという御提案でした。

渡辺課長補佐：これにつきましては、本日も御議論いただきましたけれども、引下げに当たっての課題について、更に部会でもいろいろ議論を深めていただきたいと思いますので、今の文のような書き方をしておりましたけれども、ここはまたいろいろ調整の中で表現は考えていきたいと思います。

馬淵部会長：ほかにこの修正案についての御意見はありますか。

鈴木部会長代理：細かいことになるんですが、さっきの4ページの部分で、これは前から気になっているんですけれども、国立というのは、施設の名称として国立が付いているだけですね。

馬淵部会長：法人化していますから。

鈴木部会長代理：こういう場合には、その辺はどうなんですか。気をつけた方がいいのかなと思います。

渡辺課長補佐：すみません。気づきませんでした。

鈴木部会長代理：ほかでも出てくるかもしれませんけれども。今ここで議論している場合には国立でいいと思いますけれども、外へ出す場合には気をつけた方がいいと思います。

村上委員：この審議のまとめの最終版は、いつ完成するんですか。

渡辺課長補佐：本日論点を修正させていただいたところでございますけれども、また、先ほどシミュレーションというお話もありましたし、もう少し御議論いただきたいと思っております。いつまでというお話についてなんですけれども、なかなかここまでというはっきりしたことを申し上げるのは非常に難しいところがあるんですが、もちろん御議論の状況にもよりますけれども、イメージとしては、できましたら今年の夏ごろを目途としてはどうかということは今考えていると

ころでございます。

馬淵部会長：それでは、今期の部会をこれで終了いたします。審議のまとめの取りまとめに関わる今後のスケジュールについて、今年の夏ごろを目途というお話がありましたけれども、それでよろしいでしょうか。更に50億円の引下げに関わる課題については、次期部会においても引き続き議論を続けたいと思います。そして審議のまとめを取りまとめたいということで、それでよろしゅうございますか。それでは、御異議ないようでしたら、審議のまとめに関わる議論については来期の部会に引き継ぐということといたします。

事務局に本日の議論を踏まえて、審議のまとめ素案の修正版をお作りいただきたいと思います。

(2) その他

- ・ 平成26年度における補償契約の締結状況及び平成27年度の補償契約締結限度額（案）等について、事務局から報告を行うとともに、今期の制度運用の総括を行った。
- ・ 美術品補償制度を適用した展覧会「オルセー美術館展 印象派の誕生 ―描くことの自由―」及び特別展「台北 国立故宮博物院 ―神品至宝―」の実施報告書について、事務局から報告を行った。